

## “返済免除付き”生活支援資金貸付制度の返済免除要件 の大幅緩和 （予算額：既決予算対応）

収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、真に生活に困っている市民が安心して借りられるよう、家賃や子どもの学費等の**固定支出にも配慮した返済免除要件の大幅緩和**を行います。

### ● 免除要件の大幅緩和

- 初回借入分に加え、**2回目の借入分も返済免除の対象**に追加します。
- 世帯の月の支出において、家賃・借入金返済・子どもの学費・別居親族への仕送りなどやむを得ない**固定支出がある場合は、その支出額を下記の免除基準額に加算**して返済免除判定を行います。

【免除要件】 当初借入日以降4か月目の世帯全体の収入月額が、次の**免除基準額**に満たない場合

【免除基準額】 世帯全体の収入月額が市民税非課税相当と市がみなして設定した以下の額  
 単身世帯：10万円、2人世帯：15万円、3人世帯：20万円、4人世帯：25万円  
 以降世帯員1名につき5万円加算

※ ただし、同一世帯で複数人借入している場合は、同世帯内で1名分の借入分のみが免除対象です。

### 例えば…

2人世帯で、本資金借入後4か月目の世帯収入月額が18万円で、毎月4万円の住宅ローン返済をしている場合

- 免除基準額15万円 + 住宅ローン4万円 = **19万円が免除基準額**
- **拡充免除基準額19万円 > 世帯収入月額18万円 ⇒ 返済免除！**

### ● 制度の概要

- 対象者 通常の平均的収入と比べて、直近の月額収入が2/3以下に減少した方  
（同一世帯内で複数人の貸付も可）
- 貸し付け額 **最大30万円（一括可）を3ヶ月以内で貸付**
- 借入・返済 連帯保証人不要、無利子、償還期間5年以内  
（初回借入日から1年以内据置）
- 貸付内容 返済免除有、2回まで借入可能、他制度（県貸付制度）との併用可能

【問合先】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233